

平成 30 年 7 月 9 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博
(公印省略)

「平成 30 年度北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業（スキー）」
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃より格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集致しますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

平成 30 年度北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業（スキー）

2. 事業目的

新たな本道の旅を創出し、安定的な来道客の誘客を図るため、スキー人口が多く来道客が増加傾向にある米国・英国、豪州を対象地域にWEBプロモーションや旅行博・イベント、旅行会社向けのセミナー等、効果的なアプローチ手法を用い複合的に事業を実施する。

3. 実施期間 契約締結日 ～ 平成 31 年 3 月 15 日

4. 委託内容

- (1) 訴求コンテンツの整理
- (2) スキー旅行者向け(BtoC)プロモーションの実施
- (3) メディア等招へいの実施
- (4) 旅行会社等向け(BtoB)プロモーションの実施
- (5) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成

5. スケジュール（予定）

- | | |
|-------------|----------------|
| 7 月 9 日（月） | 公示・観光機構 HP に掲載 |
| 7 月 20 日（金） | 企画提案参加表明締切 |
| 7 月 30 日（月） | 企画提案書の提出期限 |
| 8 月上旬 | 企画提案の審査 |

<お問い合わせ>

〒060-0003

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

誘客推進事業部 海外プロモーションG 担当 佐藤

TEL 011-231-6736 FAX 011-232-5064

E-mail sato@visithkd.jp

「平成30年度 北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業(スキー)」

企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 目的

北海道は、夏期の冷涼な気候及び冬期のパウダースノー等、日本の他地域に比べ四季を通じたスポーツツーリズムの推進に適した観光資源がある。通常の観光地としての認知が高まる中、スポーツを核としたツーリズムの振興を図ることにより、新たな本道の旅を創出し、安定的な来道客の誘客を図る。

スキーについて、北海道には、豊富で毎年安定している積雪量、安心してパウダースノーが楽しめる標高、長いスキーシーズン、キッズ向けのレッスン体制など世界でも良質なスキー環境があり、加えて北海道ならではの雄大な自然が作り出す白銀の風景、豊かな食や温泉など魅力的な観光素材とともに情報発信することは冬季の北海道へ誘客する上で非常に有効である。

そこで、本事業においては、スキー目的での旅行者層に対して、以下の観点から事業を進める。

- ① 北海道が世界に通用するスキーデステーションとして「北海道ブランド」の発信
- ② 北海道の自然や食、温泉等、北海道の優位性をPRすることでスキー+αによる訴求力UP
- ③ 北海道各地のスキーリゾートへの波及

スキーのプロモーションについて、スキー人口が多く来道客が増加傾向にある米国・英国、豪州を対象地域にWEBプロモーションや旅行博・イベント、旅行会社向けのセミナー等、効果的なアプローチ手法を用い複合的に事業を実施する。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。

ただし、コンソーシアムの場合には構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。

- ① 民間企業
- ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人
- ③ その他の法人、又は法人以外の団体等

- (2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

- (3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

5. 委託事業費（上限） 14,000,000円（消費税込み）

6. 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間：契約締結の日～平成31年3月15日（金）

(2)業務スケジュール：

- 7月 9日（月）：公示・観光機構 HP に掲載
- 7月20日（金）：企画提案参加表明
- 7月30日（月）：企画提案の受付・受領期限
- 8月上旬：企画提案の審査、委託事業者決定
- 8月上旬：契約締結・業務開始

(3)業務完了日

平成31年3月15日（金）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1)業務の概要

- ① 本業務は、北海道を世界に通用するスキーデスティネーションとして北海道ブランドを発信するため、欧米豪3市場（英国、米国、豪州）に対してプロモーションを実施する。
- ② 北海道をスキー旅行の目的地としてもらうため、北海道が世界で通用するスキー環境に加え、豊かな食や温泉などの北海道の魅力的なコンテンツを組み合わせたイメージを整理・発信することで、北海道でのスキーの楽しみ方を効果的に訴求する。
- ③ 対象国において、スキー旅行動向を考察し、ニーズに沿ったプロモーションを効果的、効率的な手法で実施し、北海道各地のスキーリゾートへの旅行需要の喚起を狙う。

(2)対象市場・ターゲット

- ① 対象市場：英国・米国・豪州
※対象市場の特性に応じ、都市の選択等のターゲットの絞り込み可
- ② ターゲット：スキーを主目的に日本に興味を持つ旅行者（ファミリー等）

(3)訴求コンテンツの整理

- 北海道のスキー環境の特徴やスキー以外に欧米豪市場に対して有効なコンテンツを整理する。
- ・対象国のターゲットを意識したコンテンツをそれぞれ提案すること。
 - ・コンテンツ例
 - スキー環境 — 雪質の良さ、積雪量、シーズンの長さ、スキーレッスン環境等
 - スキー以外 — 自然、アクティビティ、食、温泉等
 - ・訴求コンテンツに合わせ、対象国・ターゲットに向けた新たな「キャッチコピー」も提案可とする。
 - ・スキーリゾートに関するシーズンの最新情報を整理すること。

(4)スキー旅行者向け（BtoC）プロモーションの実施

対象国において、上記のコンテンツを訴求し、北海道への行動喚起、潜在層を掘り起こすためのプロモーションを展開する。

- ① WEB等を活用したプロモーション、キャンペーンの実施
7-(3)のコンテンツを活用し、北海道のスキーの認知向上、興味喚起のためのプロモーションを展開する。
 - ・対象国3市場に対し、SNSやWEBメディア等を活用し、スキー旅行者へ効果的に発信する手法を提案すること。
 - ・昨年度、招へい事業にて作成したスキー動画を活用した提案可
 - ・北海道のスキー場を取りまとめたサイト（北海道スキープロモーションサイト等）との連携も可
- ② スキー関連旅行博・イベントへの出展
スキー旅行者層へ直接北海道のスキー魅力をPRするため、スキー関連の旅行博イベントに出展する。
 - ・対象国で効果的にスキーのPRができる旅行博や現地イベント等を提案すること。
（例）11月 Ski and Snowboard Expo コロラド等
 - ・出展ブースは2ブース程度、で北海道スキーブースの運営に関し、集客・PRする手法を提案すること。
 - ・出展やイベント実施にあたり、道内スキーリゾートと連携した取り組みを行うこと。

③ スキーパンフレット印刷

今年度、北海道のスキーリゾートを掲載したパンフレット（道内14スキーリゾート）を作成しており、そのパンフレットを上記①で活用するため、下記部数印刷する。

- ・言語：英語 ・ページ数：カラー20ページ ・印刷部数：3,000部
- ・当機構から受託企業にデータを提供
- ・データについて、訴求コンテンツの提案状況に応じて一部変更可

(5) メディア等招へいの実施

北海道のベストシーズンに道内スキーリゾートを視察し、観光情報をPRための招へい事業を実施する。

- ・対象：対象3か国のメディア（雑誌、WEB、SNS等）等
- ・時期：スキー場がオープンしている時期（12月以降）
- ・招聘地域：道内スキー場、宿泊施設、周辺施設、観光地
- ・上記プロモーションとの連動等、効果的な手法を提案すること。

(6) 旅行会社等向け（BtoB）プロモーションの実施

対象国において、北海道のスキー旅行商品造成、販売を促進するためのプロモーションを展開する。

- ・対象国3カ国でのセミナーやセールスコール、販促キャンペーン等、旅行商品造成、販売促進に効果的なPR手法を提案すること。
- ・各市場の造成状況等を踏まえ、開催都市、場所、日程、旅行会社等を提案すること。
- ・上記の旅行博やイベント他、スキー関連団体（北海道スキープロモーション協議会等）で出展する予定のスキー旅行博やイベント等と連携した提案は可とする。

(7) その他

上記7の(1)～(6)の業務の他に、委託上限額の範囲内で、対象市場からの誘客に効果的と思われる企画を提案することも可とする。

各種プロモーションの実施にあたっては、欧米豪の誘客に積極的な北海道内のスキー場、スノーリゾート、関連団体と調整し進めること。

(8) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成

- ・プロモーションの集客目標や広告換算等、当該事業の有効性を測る事業指標または成果指標を設定し、それぞれの目標値を示すこと。
- ・事業の取り組み内容に応じた成果（広告費用換算、メディア露出、WEBサイトPV数等）を具体的な数値で整理、検証し、成果、課題、提言等により報告書を作成すること。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：平成30年7月20日（金） 午後5時
- (2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部 海外プロモーションG
（担当：佐藤）E-mail：sato@visithkd.jp
- (3) 表明方法：Eメールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去2年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。

事業受託者職員の人件費を見積書に明記すること

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない

- ① WEB プロモーションに関する必要経費（掲載費、翻訳費、取材費等）
- ② 旅行博イベントに関する必要経費（会場費、出展費、装飾費、資料送付費、通訳費等）
- ③ 招へいに関する必要経費（交通費、滞在費、通訳費、添乗費等）
- ④ BtoB プロモーションに関する必要経費（会場費、通訳費、資料作成費、販促費等）

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1社1提案とする。
例) メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 6部（会社名、業務従事者指名を記載したものの1部、記載しないもの5部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部 海外プロモーショングループ
（担当：佐藤） 電話 011-231-6736
- (3) 提出期限 平成30年7月30日（月） 午後5時
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX やメールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、6名までとする。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

対象市場のスキー需要の特性を的確に捉え、北海道ブランドの向上、スキー目的での来道促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。

(2)実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(3)業務遂行能力

スキーにおけるWEBプロモーション、招へい、旅行博の実績、北海道の情報発信を行うノウハウ、スキーに関わる事業を滞りなく遂行する経験があり、業務を遂行する能力があると判断できるか。

14. 業務上の留意事項

- (1)業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2)観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3)著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4)作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. その他

- (1)提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2)公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3)手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

別紙

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「平成30年度北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業（スキー）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「平成30年度北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業（スキー）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務

従事者を指名する。

(取引金融機関)

第 1 1 条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第 1 2 条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 1 3 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 1 4 条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 1 5 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 1 6 条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第 1 7 条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 1 8 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 1 9 条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外 社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本 一通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)

(代表者)

⑩

構成員 (所在地)
(名 称)

(代表者)

⑩

構成員 (所在地)
(名 称)

(代表者)

⑩